

公 示 送 達 書

送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この書類は、厚木市財務部収納課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和8年9月2日

厚木市長 山 口 貴 裕

送達を受けるべき者の 氏 名 等	送 達 を す る 書 類 の 名 称 等
内田 恵理子	令和8年度固定資産税・都市計画税 第1～2期督促状
董 暁莉	令和8年度固定資産税・都市計画税 第1～2期督促状
姚 叡劼	令和8年度固定資産税・都市計画税 第1～2期督促状
蘇華娥	令和8年度固定資産税・都市計画税 第1～2期督促状
畠山 英子	令和8年度固定資産税・都市計画税 第1～2期督促状
若松 茂之	令和8年度固定資産税・都市計画税 第1～2期督促状
大澤 愛	令和8年度固定資産税・都市計画税 第1～2期督促状

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。